

令和 9 年度 生坂村店舗整備促進事業補助金のお知らせ

村内に店舗を新築、増改築又は改修する事業者に経費を助成します。

補助限度額 200万円

補助率 1/3
千円未満切り捨て



■補助金の対象は次のとおりです。

対 象 者

- ◆生坂村商工会の会員（営業を開始するまでに会員となる者を含む）
- ◆店舗の新築等に要する経費が100万円以上
- ◆各種税金等を完納している者（前住所地を含む）
- ◆村内業者等が行う店舗の新築等工事

業 種

- ◆製造業
- ◆不動産、物品賃借業
- ◆宿泊業、飲食サービス業
- ◆教育、学習支援業
- ◆卸売業、小売業
- ◆学術研究、専門・技術サービス業
- ◆生活関連サービス業、娯楽業
- ◆医療、福祉

注意事項

- ◆生坂村商工会及び生坂村にて審査があります。
- ◆補助事業後、5ヶ年は事業営業状況を報告する必要があります。
- ◆5年以内に当該店舗の営業を休止、または廃止した場合、補助金の返還が生じる場合があります。

募 集 期 間

令和8年10月1日（木）～11月20日（金）

申請書提出先

生坂村商工会 〒399-7201 生坂村6042-1

☎0263-69-3047

■生坂村店舗整備促進事業計画書（様式第1号）11月20日必着

お問合せ先

生坂村役場 振興課 産業係

☎0263-69-3111

※生坂村商工会でもご相談いただけます



産業分類大分類	産業分類中分類
製造業	印刷・同関連業
卸売業、小売業	各種商品小売業 織物・衣類・身の回り品 小売業 （百貨店、デパートメントストアを除く）
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業（ドラッグストア除く）
不動産、物品賃借業	物品賃借業
学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの。）
宿泊業、飲食サービス業	民宿、旅館、飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業
医療、福祉	医療業